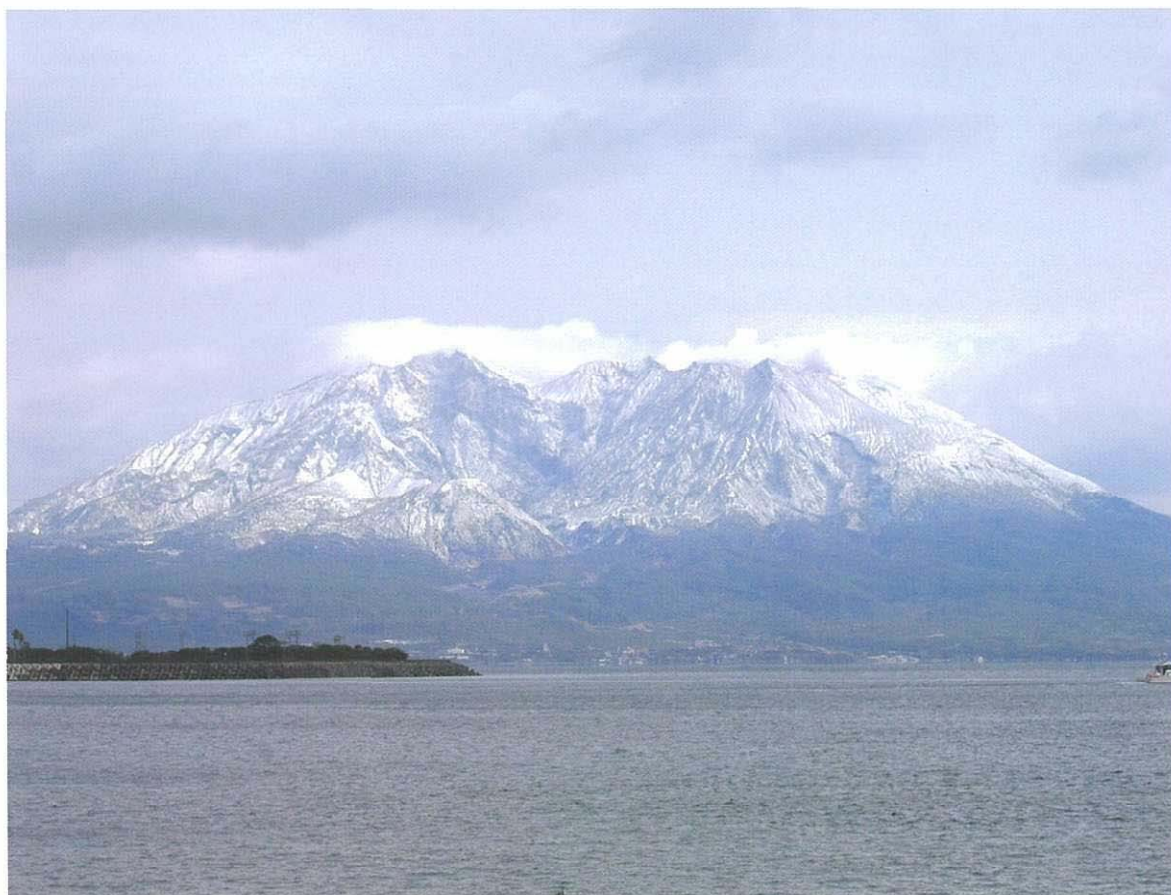


会報かごしま

第 69 号
平成 18 年 1 月号



雪化粧した桜島

鹿児島県土地家屋調査士会

会報 1 月号の見本です。本編は会員のページに掲載してあります。

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職 責)

法第2条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

土地家屋調査士の義務

(研 修)

第25条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

2 調査士は、その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

土地家屋調査士法施行規則

(業務の範囲)

第24条 法第29条の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、鑑定人その他これらに類する地位に就き、土地の境界に関する鑑定を行う業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務
- (2) 土地の境界の資料及び境界標を管理する業務
- (3) 調査士又は調査士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務
- (4) 法第3条各号及び前3号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

鹿児島県土地家屋調査士会会則

(業務の取扱い)

第92条 会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達及び本会の制定する要領等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。

2 会員は、業務の適正な処理を図るため、相互に資料の提供等について必要な協力をするよう努めるものとする。

3 会員は、業務を受託するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成するなどして、紛争が生じることのないよう努めなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第88条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

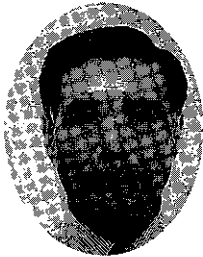
会則第86条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第27条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第1項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

年頭にあたって

会長 坂元 均



会員の皆様、あけましておめでとうございます。

当地においては、元日から穏やかな天候での年明けでありましたが、新潟方面においては昨年末からの大雪による大変な被害が続いており、大変心の痛む年の始まりであります。

現下の社会情勢としては、経済の上向き、表面上では株価の高値、若干の雇用情勢の改善が見られる分野もあるようですが、依然として厳しい状況下にあることは否定出来ません。

昨年の国政選挙の結果、郵政民営化をはじめとする行財政改革の方向性が更に支持されたとの判断により、これまで進められてきている多方面の規制緩和の流れは更に加速、具現化される事は間違いありません。

規制緩和の結果がもたらすものは競争社会の創出であります。国際社会の変動の中でこれが真に国民にとって幸せとなることを念願しつつ新しい年を向かえた心境でありました。

さて、我々資格者団体の一員としての土地家屋調査士にとって、不動産登記法の改正、ADR法の制定、これに関連する土地家屋調査士法の改正の流れにおいて、直前に迫った筆界特定制度の実施、本年3月から実施されるADR代理権付与の特定研修などその施策は着実に実施されているところであり、本会としても昨年来研修会等を通じてご理解を求めているところでもあります。

法改正等の厳しい世情の中であって、これ

をどのように捉えるかと思慮するとき、前を向いて進みたい、土地家屋調査士の〔夢〕を語りたいと思うのであります。

ご承知のとおり今般改正された不動産登記法一部改正の中に初めて明記された〔筆界〕こそ土地家屋調査士が土地の筆界の専門性の認知を受けたものとするものであり、その専門家としてこれまで以上に社会に期待されるものであります。

20日から実施される筆界特定申請手続きは、全ての土地家屋調査士が代理人として活躍できる業務であり、これまで筆界が定まらなかった事による不利益をこの制度で解消し、依頼人の期待に応える事ができるものであります。

それから、これまで土地家屋調査士は民事紛争の解決には全く介入出来ませんでした。

しかし、今回の土地家屋調査士法の改正により〔土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする〕民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続きに弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限っては行うことが出来るようになりました。但し、これには別に条件が付されておりますが、我々がより大きく社会のニーズに応えることの出来る舞台が用意されたこととなります。本年8月に立上げが準備されている〔境界問題相談センターかごしま〕もその舞台であり、会員全員のご協力をお願いするものであります。

土地家屋調査士の〔専門性〕とは何でしょうか。土地家屋調査士法第1条から3条をここで見返す必要はありませんが、手続業務の代理人だけではなく、〔心の代理人に〕という

含蓄ある言葉を聞きました。

私たちは自分の人生の幸せのため、その糧として土地家屋調査士資格の選択をした結果、生活基盤がそこにあります。世間で問題になっている建築士の資格が自分の事だけを考えて個人のものなのか、否、社会制度の公のものであるはずであり、この認識があったなら今回の事件は防げたはずであるという議論がされていました。建築士を土地家屋調査士に置き換えて考えてみたい。

それから、もう1つの大きな法改正として、オンライン申請手続きがあります。これについては、その整備が進められているところですが、これも法律的には差し迫った問題であります。国が目指すIT国家の早急な実現に向けて着実に準備されているものであり、これに乗り遅れると資格者代理人自体が危ぶまれる情報も聞いております。

オンライン申請は、元々個人申請を原則としている構造となっている事から、電子申請がメインで、ペーパーによる申請は例外とされる認識であります。従って代理人として電子申請が出来なければいつまでも従来通りに紙で申請すれば良いと言うことにはならないのであります。ICカードの発行、手続き研修も急がれるところですがリアルタイムに対応したい。

法改正の波に乗れた暁には、土地家屋調査士の〔夢〕は必ずや実現されるものと信じているところであります。法改正の趣旨は、少数の調査士だけが幸せになれば良いとするものでもなく全員が幸せになればならない。増してや国民に於いてはであります。とは言っても、目前の1つ1つを解決した上での事でありますが。

公嘱協会の公益法人改革の問題、地図作成、土地家屋調査士の労働者派遣業に係る新しい問題等もあり、政治連盟などの力を必要とす

る事も肝要であります。政治連盟の会員増強の要請もありますので、未加入の方は考慮願いたいと思います。

新年早々、あまり面白くない挨拶となりましたが、本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、話は閑話になりますが、私事、趣味は磯釣り・ゴルフとありふれていたところ医師の知人に苦笑されてしまいました。文化的な趣味はないのか!!と。そこで、クラシック音楽鑑賞でもと思い立ちレコード店に立ち寄ったのであるが素養がない事が判明し、逃げ帰ったものであります。やはり〔元禄名槍 俵屋玄蕃〕をこよなく今年も愛し、さらに磨きをかける決心を致しました。聞きたい方は是非ともご一献を。

